

別添2 計画出荷支援事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、全国若しくは都道府県を区域とする農業協同組合、農業協同組合連合会、又は畜産業の振興に資する事業を行う事業協同組合、事業協同組合連合会、一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

第2 事業の内容

事業実施主体は、事業実施主体自ら又は取組主体が計画的に行った肥育牛の出荷調整により、計画出荷をした肥育経営体（自ら計画出荷を行う取組主体を含む。）に対し、助成金を交付する経費について支援する。

第3 事業の要件

1 取組主体

(1) 取組主体は、生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会又は畜産業の振興に資する事業を行う事業協同組合、事業協同組合連合会、一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

(2) (1) の生産者集団は、3戸以上の肥育経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを定めた規約を有するとともに、その規約について、あらかじめ事業実施主体の長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 肉用牛生産の振興に関する事項

エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項

オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 助成金交付対象者

助成金交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 牛を販売する目的で、牛の肥育を業として行っている者であること。

ただし、法人にあつては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）は、これに該当しないものとする。また、会社にあつては次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないものとする。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当する会社及び農業協同組合、農業協

同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次の（イ）及び（ウ）において同じ。）の過半数を有している株式会社を除く。）

イ その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上が同一の（ア）に掲げる会社の所有に属しているもの。

ウ その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上が（ア）に掲げる会社の所有に属しているもの。

(2) 牛の肥育状況が確認できる者であること。

(3) 第4の2に規定する事業実施計画に基づき、肥育牛の計画出荷を行った者であること。

3 助成金交付対象牛

助成金交付対象牛は、次に掲げる要件をすべて満たすものとし、その損益が交付対象者に帰属するものであり、かつ、販売後直ちに食肉となるものとする。

(1) 繁殖又は搾乳の用に供していない牛にあつては、継続して8か月以上、かつ、満17月齢に達するまで肥育されていること。ただし、アからウまでのいずれかによるものを除く。

ア 災害又は家畜伝染病の発生により、満17月齢に達するまで肥育し販売することが困難であると認められる場合は、満12月齢まで肥育されていること。

イ 繁殖又は搾乳の用に供された牛又は未經産の不受胎牛にあつては、継続して3か月以上肥育されていること。

ウ 肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の1の（2）のエの（イ）の（a）に規定する飼養方式で飼養された牛。

(2) 令和2年4月7日から令和2年9月30日までの間に出荷予定であった肥育牛のうち、第4の2に規定する事業実施計画に基づく出荷調整の対象となったものであつて、食肉処理施設に出荷し、第三者に販売されたものであること。

(3) 出荷調整後の出荷日齢が、助成金交付対象者の令和2年1月における平均出荷日齢より15日以上多いもの。ただし、当該月に出荷がなかった場合は、当該月以前に直近で出荷があった月における平均出荷日齢を用いるものとする。

4 助成金交付対象頭数

交付対象頭数の上限は、取組主体の令和2年4月～9月における出荷頭数のうち、第3の3の（1）のイを除く助成金交付対象牛にあつては、肉専用種に

については 30%、交雑種については 5%、乳用種については 5%、第 3 の 3 の (1) のイの助成金交付対象牛にあつては、品種に関わらず 5%とする。

第 4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。事業実施主体は、当該実施要領の写しを本事業に参加する肥育経営体の所在する都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

取組主体は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、取組主体から提出のあった事業実施計画を基に別紙様式第 1 号の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画承認申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。また、当該申請書の写しを知事に提出するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、第 2 の事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

第 5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第 2 に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第 6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第 2 号の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第 3 号の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

事業実施主体は、別紙様式第5号の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。また、別紙様式第5号の写しを知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき

減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体等自ら若しくはそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体又は取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第2の事業に参加する肥育経営体に対し、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第10 環境と調和のとれた農業生産活動

第2の事業に参加する肥育経営体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業を実施する肥育経営体が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、点検シートの提出を免除する。

第11 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和2年4月7日から令和3年3月31日とする。

第12 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、都道府県及び機構の指導の下、関係機関、関係団体との連携、肥育経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、事業実施主体、第2の事業に参加する肥育経営体に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第13 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、

必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(別表) 第5 関係

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 計画出荷に対する助成金の交付	事業実施主体が肥育牛の計画出荷を行った肥育経営体に対する助成金を交付するのに要する経費。また、取組主体が肥育牛の計画出荷を行った肥育経営体に対する助成金、その交付に要する振込手数料及び関係者との連絡調整に要する経費	定額 (うち、助成金部分については、肉専用種は22千円/頭、交雑種は19千円/頭、乳用種は21千円/頭及び第3の3の(1)のイに該当する牛は21千円とする。)
2 事業の推進指導	1の事業を円滑に実施するための推進指導に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）計画承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおり肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）を実施したいので、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱別添2の第4の2の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画」
のとおり

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第2号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金交付
申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）を下記のとおり実施したいので、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱別添2の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別添「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 計画出荷に対する助成金の交付				
2 事業の推進指導				
合 計				

- 4 事業実施期間
(1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 2については、別紙様式第1号の様式に準じること。

別紙様式第3号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金交付
変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別添「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については、別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金概算
 払請求書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団体名
 代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱別添2の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤)/②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名
 預金種類
 口座番号
 口座名義

別紙様式第5号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）について、下記のとおり実施したので、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱別添2の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）実施報告」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名

預金種類

口座番号

口座名義

注1 1～3については、別紙様式第2号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第6号

令和 年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（計画出荷支援事業）補助金について、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱別添2の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料